別表（第7条、第8条関係）

| 品目 | | 製造等の管理事項 | | 確認頻度 | 報告日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 再生加熱アスファルト混合物 | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | ― |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上<br>（ただし、含有量基準群については3月に1回以上） | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 2 | 再生資源を含有した路盤材 | 認定基準別表2－3品質管理の項目 | 定期管理 | 6月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | | 日常管理 | 定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時 | ― |
| | | | その他の管理 | 常時 | ― |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上[注1)]<br>（ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンクリーチング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000$m^3$ごとに1回） | 4月30日及び<br>10月31日<br>（ただし、建設汚泥を再生資源として使用する場合は1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日） |
| | | 建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品のpH | | 適宜 | ― |
| | | 建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品ごとの保管量が、前年（1月～12月）の月間売却量の最大量を超えないこと | | 常時 | ― |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 3 | 再生資源を含有したコンクリート | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上<br>（ただし、含有量基準群については3月に1回以上） | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 4 | 再生コンクリート二次製品 | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上<br>（ただし、含有量基準群については3月に1回以上） | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 5 | 再生資源を含有した舗装用ブロック | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上<br>（ただし、含有量基準群については3月に1回以上） | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 6 | 再生塩化ビニル管・継手 | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上 | 4月30日及び<br>10月31日 |
| | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |

| 品目 | | | 製造等の管理事項 | | 確認頻度 | 報告日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 建設汚泥改良土 | | 認定基準別表7－3品質管理の項目 | 定期管理 | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | | 日常管理 | 定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時 | ― |
| | | | | その他の管理 | 常時 | ― |
| | | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上[注1)]（ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンクリーチング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000m$^3$ごとに1回） | 1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日 |
| | | | 製品のpH | | 適宜 | ― |
| | | | 製品ごとの保管量が、前年（1月～12月）の月間売却量の最大量を超えないこと | | 常時 | ― |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 8 | 土壌改良材 | 普通肥料 | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 1月に1回以上（ただし、含有を許される有害成分の最大量については3月に1回以上） | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| | | バーク肥料 | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 9 | 再生資源を含有したタイル | | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 10 | 再生木質ボード | | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上（ただし、ホルムアルデヒド放散量については1月に1回以上、クロルピリホスが添加されていないこと又は添加後5年以上を経過していることの確認については随時） | 4月30日及び10月31日 |
| | | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 11 | 再生資源を含有した建築用仕上材（断熱材） | | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| 12 | 土木建築用プラスチック資材 | 木材・プラスチック再生複合材、袋型根固め用袋材 | 品質性能に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | 環境安全性に係る基準への適合状況 | | 6月に1回以上 | 4月30日及び10月31日 |
| | | | その他品質管理のために必要な検査 | | 適宜 | ― |
| | | 再生プラスチック車止め | 認定基準別表12－c－4 品質管理の項目 | 定期管理 | 新規申請及び更新申請時 | ― |
| | | | | 日常管理 | 常時 | ― |

<table>
<tr><th colspan="2">品目</th><th colspan="4">製造等の管理事項</th><th>確認頻度</th><th>報告日</th></tr>
<tr><td rowspan="4">13</td><td rowspan="4">埋戻用再生砂</td><td rowspan="3">認定基準別表13－2品質管理の項目</td><td colspan="3">定期管理</td><td>6月に1回以上</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="3">日常管理</td><td>定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の管理</td><td>常時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">環境安全性に係る基準への適合状況</td><td>1月に1回以上<br>(ただし、含有量基準群については3月に1回以上)</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他品質管理のために必要な検査</td><td>適宜</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="6">14</td><td rowspan="6">地盤改良用固化材</td><td rowspan="5">認定基準別表14－3品質管理の項目</td><td rowspan="3">定期管理</td><td rowspan="2">検査</td><td>改良土製造施設で使用する場合</td><td>6月に1回以上</td><td rowspan="3">4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td>現場で使用する場合</td><td>1工事に1回以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>6月に1回以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">日常管理</td><td>定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の管理</td><td>常時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">環境安全性に係る基準への適合状況</td><td>1月に1回以上<br>(ただし、含有量基準群については3月に1回以上)</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他品質管理のために必要な検査</td><td>適宜</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td rowspan="3">再生資源を含有した外装材</td><td colspan="4">品質性能に係る基準への適合状況</td><td>6月に1回以上</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="4">環境安全性に係る基準への適合状況</td><td>6月に1回以上</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他品質管理のために必要な検査</td><td>適宜</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">16</td><td rowspan="4">再生土砂</td><td rowspan="3">認定基準別表16－3品質管理の項目</td><td colspan="3">定期管理</td><td>6月に1回以上</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="3">日常管理</td><td>定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の管理</td><td>常時</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">環境安全性に係る基準への適合状況</td><td>1月に1回以上[注2)]<br>(ただし、含有量基準群については3月に1回以上)</td><td>4月30日及び10月31日</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他品質管理のために必要な検査</td><td>適宜</td><td>―</td></tr>
</table>

注1） 建設汚泥を再生資源として使用する場合であって、セメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準Ⅰ群として実施する1月に1回か、または製品1,000m3を製造するごとに1回かのいずれか短い期間ごとに確認を行うこと。

注2） 再生土砂の場合であって、コンクリート塊を再生資源として使用した製品、又はセメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準Ⅰ群として実施する1月に1回以上実施すること。